

## 和光市議会報告会開催要領

### 1 目 的

この要領は、議会の運営状況や審議結果について、市民に対して説明責任を果たすとともに情報の共有を図るため、全議員出席のもと開催する議会報告会に関して必要な事項を定めるものとする。

### 2 内 容

#### (1) 議会報告

令和3年度決算の審査概要等の報告

#### (2) 市民との意見交換会

テーマは特に設定せず、広く市政に対する意見交換を行う。

### 3 主 催 和光市議会

### 4 開催時期及び場所

#### (1) 開催時期 令和4年11月5日(土曜日)

議員集合：9時00分

受付：9時30分

開会：10時00分(所要時間1時間30分程度)

#### (2) 場 所 和光市役所議事堂1階

### 5 次 第 ※ ( ) 内は概算の所要時間

(1) 進 行 説 明 議会運営委員会 委員長 (3分)

(2) 開 会 挨 拶 議 長 (5分) 報告会の目的、総括的な決算について説明

(3) 議 会 報 告 総務環境常任委員会 委員長 (15分)

文教厚生常任委員会 委員長 (15分)

～ 休 憩 ～

(4) 意 見 交 換 会 広く市政に対する意見交換を行う(45分)

※進行具合で調整

(5) 閉 会 挨 拶 副議長 (3分)

## 6 運営構成

議会運営委員会が、議会報告会の運営を総括する。各常任委員会は、審査の報告内容を確定する。報告会終了後、議会運営委員会を開催し、各会派の意見等を聴取するものとする。

## 7 役割分担

- (1) 議長 開会挨拶（報告会の目的、総括的な決算について説明）
- (2) 議会運営委員会 委員長 司会進行、意見交換会ファシリテーター
- (3) 各常任委員会 委員長 資料原稿の作成及び審査概要の報告
- (4) 副議長 閉会挨拶
- (5) 議長、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長以外は次の役割を担い、責任者を1名置く。(◎責任者)

### < 議会報告 >

ア 受付案内（担当者4名 ◎鳥飼雅司、齊藤誠、萩原圭一、猪原陽輔）

- ・ポスター作成（猪原陽輔）
- ・参加者名簿、次第、アンケートの原稿を作成する。
- ・資料、次第、アンケート用紙及び用語解説を会場の椅子に配付する。
- ・受付（参加者名簿記入・来場者数のカウント）、来場者の案内

イ パソコン操作・資料作成（担当者2名 ◎富澤啓二、菅原満）

- ・委員長と調整し、スライド用のデータを作成し、1本にまとめる。
- ・当日、パソコンでスライド進行を進める。

ウ 写真・録画（担当者2名 ◎小嶋智子、伊藤妙子）

- ・写真及びビデオ撮影をする。（市議会ホームページ、YouTube 配信用）

※ 全体の様子が掴めるものとし、個人が映らないよう配慮する。

エ YouTube 用動画編集（担当者2名 ◎内山恵子、安保友博）

- ・YouTube 用動画を完成させる。（意見交換会の内容をテロップで盛り込む。）

### < 意見交換会 >

ア 記録・メモ（担当者4名 ◎富澤勝広、内山恵子、赤松祐造、松永靖恵）

- ・意見交換会の要点筆記を行う。
- ・報告会終了後、アンケート用紙を回収し、集計する。

- (6) 全議員 会場設営及び撤収を行う。
- (7) その他 事務局は、会場及び使用備品の予約、ポスターの印刷及び周知手続、用語解説の作成、資料等の確認及び印刷、録画録音機材等の搬入、市議会ホームページへの公表を行う。

## 8 周知方法

周知は、経費を極力かけないものとし、以下の媒体等により行うものとする。

ポスターは、議会運営委員会で決定するものとする。

- ア 8月1日発行「市議会だより」  
10月1日発行「広報わこう」掲載  
11月1日発行「市議会だより」
- イ 各議員、市及び市議会のホームページ（イベント情報、市ツイッター等を含む）
- ウ 新座記者クラブ等への情報提供（秘書広報課経由）
- エ 各議員による広報掲示板へのポスターの掲示及び市内公共施設へのポスター掲示
- オ 和光市駅南口駅前広場のデジタルサイネージでの公開

## 9 意見交換会の対応

- (1) グループには分けず、特にテーマを設定せずに市政に対する意見交換を行う。
- (2) 予め以下のルールを設定し、参加者間で合意をしておく。
  - ・対等な立場で発言する。
  - ・他者の意見を尊重する。
  - ・人が意見を言っている時に意見をはさまない。
  - ・同じ人ばかり発言せず、一人ひとりが意見を持ち、発言する。
  - ・分かりやすい言葉を使う。
- (3) 議会運営委員会委員長がファシリテーターを務める。
- (4) 意見交換会の内容を記録するため、録音を取るものとする。

## 10 議員の発言

発言は、委員会及び本会議場での審議経過等とし、議員個人や会派の見解は述べないものとする。但し、意見交換会では議員個人の見解を述べることができる。

## 11 結果の公表

- (1) 市議会ホームページ、市議会だよりで公表する。
- (2) 公表内容は、報告会終了後、議会運営委員会において、整理し総括する。

## 12 留意事項

来場者による録画撮影は、個人情報保護等の観点を考えていただいた上で許可する。